

事務所通信

令和5年夏号

こんにちは、立川です。
いつもありがとうございます。

令和5年10月1日から、消費税のルールが新しくなります。そのルールで、税務署のインボイス発行事業者登録簿に登録された事業者だけが発行できる請求書や領収書のことを「インボイス」といいます。

「インボイス」の正式名称は「適格請求書等」で、正確には、請求書のほかに、納品書、領収書、レシートが含まれます。

今回は、令和5年10月1日から「適格請求書発行事業者」となったお客様が、どこに気をつければいいのかの最終確認をさせていただきます。

1. 売上の請求書、領収書

まず、売上です。

令和5年10月1日以降、お客様に発行する売上の請求書、領収書には、下記の2点の記載があるかどうかの確認をお願いいたします。

① 登録番号を請求書、領収書に記載します。

登録番号とは、Tから始まる13桁の数字です。

法人は、法人番号です。

個人事業者は税務署から発行された「適格請求書発行事業者の登録通知書」に記載されている登録番号です。マイナンバーではありません。

② 消費税込みの請求書、消費税込みの領収書に、

イ 「10%」または「8%」という消費税率

ロ 消費税額

の両方の記載をする必要があります。

※ 適格請求書発行事業者が、コンビニなどの小売業、飲食店業、タクシー業などの不特定多数の者に商品の販売やサービスを提供している事業者であれば、適格請求書に変えて、「適格簡易請求書」を発行することが認められます。

「適格簡易請求書」は、上記の②の

イ 「10%」または「8%」という消費税率

ロ 消費税額

のどちらかを記載すればよいこととされます。

2. 仕入・外注の請求書、領収書

次に、仕入・外注です。

令和5年10月1日以降、仕入先・外注先から発行される、仕入・外注の請求書、領収書には、下記の2点の記載があるかどうかの確認をお願いいたします。

- ① **登録番号が記載されていること**
- ② **消費税込みの請求金額に、**
 - イ 「10%」または「8%」という消費税率
 - ロ 消費税額

上記2点の記載がない場合には、仕入先・外注先からの請求書がインボイス対応になっていないことになります。

そうすると、たとえば「10%の消費税額全額が控除できない」ということになってしまいます。

また、「10%の消費税額全額が控除できない」ことになったとしても、

- ① 令和5年10月1日から令和8年9月30日までは、消費税額の80%相当額は控除できる、
- ② 令和8年10月1日から令和11年9月30日までは、消費税額の50%相当額は控除できる、

という経過措置が設けられています。

令和11年10月1日からは、経過措置がなくなり「10%の消費税額全額が控除できない」ということとなります。

3. 事務所家賃、法律事務所・会計事務所の手数料の契約書など

3つめに、事務所・倉庫・駐車場の賃貸借契約書、会計事務所の手数料の契約書です。

いわゆるインボイス対応となるように、事務所家賃などは不動産仲介会社を通して、

- ① **家主さんの登録番号**
- ② **消費税込みの金額に、**
 - イ 「10%」という消費税率
 - ロ 消費税額

の記載のあるこれらの通知書が送られてくると思います。

この通知書を、当初締結した契約書と一緒に保管をしてくださいますようお願いいたします。

(これらの記載のある新たな契約書に変更をするケースもあると思います。)

法律事務所の月額の手数料、会計事務所の月額の手数料は、固定されています。
いわゆるインボイス対応となるように、

① **法律事務所さん（会計事務所）の登録番号**

② **消費税込みの金額に、**

イ **「10%」という消費税率**

ロ **消費税額**

の記載のある通知書が送られてくると思います。

この通知書を、当初締結した契約書と一緒に保管をしてくださいますようお願いいたします。

(これらの記載のある新たな契約書に変更をするケースもあると思います。)

4. 現金払いの経費の領収書

4つめに、現金払いの経費についてです。

たとえば、コンビニなどで購入するお茶代などは、登録番号、消費税率か消費税額が記載されたレシートや領収書が、「インボイス」になります。

令和5年10月1日からは、3万円未満であっても、登録番号、消費税率か消費税額が記載されたレシートや領収書がなければ、「消費税額全額が控除できない」こととなります。

例外が、3万円未満の電車・バス代、3万円未満の自動販売機で購入するお茶代などです。これらのものは、現行通り出金伝票や精算書の記載で消費税の「仕入税額控除」の適用ができます。

5. クレジットカード払いの領収書

最後にクレジットカード払いの取扱いです。

現行は、慣行として、クレジットカード会社から送られてくるいわゆる「カード利用明細書」で経費計上をし、個別の領収書は保存をしていないことが多いです。

令和5年10月1日以降は、これが認められなくなります。

なぜなら、クレジットカード会社から送られてくる「カード利用明細書」は、インボイス対応になっていないからです。

では、どうしたらいいかを、2例あげます。

1 取引先の接待のため、レストランで飲食をし、クレジットカードで支払いをしたとします。

この場合、現行の「クレジットカード売上票のお客様控え」の他に、いわゆるインボイス対応の「領収書」を、その場で、そのレストランに請求をして、受け取ってくださるようお願いいたします。

このような対応をしてくださらないと、「消費税額全額が控除できない」ことになってしまいます。

2 インターネットで来客用のお茶を購入し、クレジットカードで支払いをしますとします。

この場合、購入したものが納品された時に、インボイス対応の納品書・お買い上げ明細・領収書などの「紙」が一緒に同梱されていれば、その「紙」を保存してくださるようお願いいたします。

令和5年10月1日以降は、クレジットカード会社から送られてくるいわゆる「カード利用明細書」だけでは、消費税額の控除ができない、このことを是非押さえてくださいませ。

現在、令和5年7月中旬です。

インボイス開始まで、あと2か月半となってしまいました。

今回お書きしました5項目を、ぜひ「インボイス対応の最終ご確認」としていただきますようお願いいたします。

(代 表 立 川 勝 一)